

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

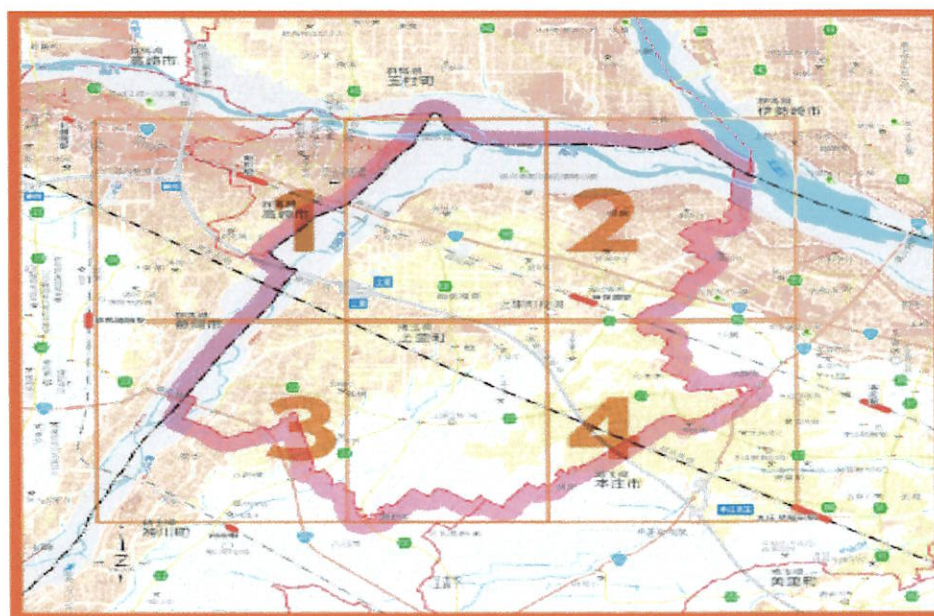
I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町は、埼玉県の最北端に位置し、東西 6 km、南北 5.5 km のややひし形をなし、西は神流川を境にして群馬県藤岡市、高崎市、北は烏川及び利根川を隔てて群馬県玉村町、伊勢崎市に接しており南東部は、本庄市、神川町へ連なっている。地形は、町の南が標高 85m、北が約 50m という標高差 35m の非常に緩やかな傾斜をしている平坦地である。

当町を流れる河川には、烏川・神流川・利根川・忍保川・御陣場川などがあり、用排水を兼用している水路も多く、これらは河床勾配が緩やかなこと、また、農地転用により遊水池機能を有していた水田等が減少したことなどから、豪雨による浸水が予想されている。また、一級河川である烏川・神流川・利根川は、想定最大規模による降雨においても、町域の浸水が予想されており、一部区域が家屋倒壊等氾濫想定区域となっている。



(土砂災害)

当町において、土砂災害警戒区域等はなく、これにより埼玉県土砂災害警戒情報等見直し検討委員会にて、土砂災害警戒区域等のない当町は土砂災害警戒情報の発表対象地域から除外されることとなった。【埼玉県報道資料より】

(地震：埼玉県地震被害想定調査、J-SHIS)

埼玉県地震被害想定調査による当町への被害は、関東平野北西縁断層帯地震による地震において、最大震度 6 強が想定されており、発生確率は低いとも言われているが、ひとたび活動するとマグニチュード 8.1 という大地震となり、建物被害、人的被害等などの大きな被害を引き起こすことが想定されている。(出展：平成 24、25 年度埼玉県地震被害想定調査)

また、J-SHIS の分析によると、今後 30 年に震度 6 弱以上の地震が発生する確率は 26% と想定されている。【J-SHIS 地図参照】

(その他)

令和元年10月の台風19号の影響では、人的被害など大きな被害はなかったものの、近年経験したことのない大型の台風の接近に伴う対応として、当町として初の避難勧告を発令した。

また、富士山及び浅間山等の噴火による降灰が数cm堆積されると想定されている。

(感染症)

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のように、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 947 社 (うち小規模事業者数 691 社)

[内訳]

	業 種	商工業者数	備 考
商工業者	建設業	115	町内全域に広く分散している
	製造業	120	町内全域に広く分散している
	卸・小売業	261	町内全域に広く分散している
	その他 (飲食・サービス含む)	451	
	合 計	947	

【出典：経済産業省「2018年経済センサス」】

(3) これまでの取組

1) 当町の取り組み

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取り組み

- ・事業者BCP並びに事業継続力強化計画の周知
- ・ビジネス総合保険(全国連)の周知並びに加入推進
- ・総合火災共済(埼玉県火災共済共同組合)の周知及び加入推進

II 課題

当会の現状では、具体的な取り組みは実施できていない。緊急時の取り組みについても具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分に確保できていない。また、保険等に対する助言を行える職員が不足していることが課題となっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時の連絡体制を円滑に行うため、当会と上里町の被害情報報告ルートを構築する。
- ・災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、金融機関などの関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告します。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と上里町の役割や体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

平成30年3月に改訂した「上里町地域防災計画」と本計画の整合性を整理し、災害発生時に混乱なく応急対策に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回訪問時や経営計画策定時に、当町が発行したハザードマップやハザードポータブルサイト(国土交通省)、J-SHISを活用し、事業所立地場所から想定される自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。

2) 上里町商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年度末までに作成する。

3) 関係機関との連携

- ・損害保険会社と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーの開催や損害保険会社のビジネス総合保険や埼玉県火災共済協同組合の災害共済(総合火災共済・地震特約休業対応応援共済)の紹介等を実施する。
- ・関係機関(行政・金融機関)への普及啓発ポスター掲示依頼及び、セミナー等の共催を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取り組み状況の確認または見直しを当会が実施する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等が発生したと仮定し、上里町との連絡ルートの確認を行う。
(訓練は必要に応じて実施する)

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等の発災時には、人命救助を第一とし、その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に商工会職員の安否を確認し、報告を行う。
(SNS等を利用し、業務従事の可否、大まかな被害状況等(家屋被害や道路状況等)を当会と上里町で共有する)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と上里町の間で、被害状況や被害規模に応じた小規模事業者への応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の判断で命の危険を感じる場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保を優先し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により、応急対策ができない場合は、業務従事できる職員で役割分担を決める。

※各情報をもとにとるべき行動と、警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報※1 氾濫発生情報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 危険度分布「非常に危険」（うす紫） 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報※2	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
大雨警報（土砂災害）※3 洪水警報 危険度分布「警戒」（赤） 氾濫警戒情報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
危険度分布「注意」（黄） 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

【気象庁防災情報参照】

■大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ●地区内10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、大きな被害が発生している。 ●地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ●被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ●地区内1%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ●地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ●目立った被害の情報がない。

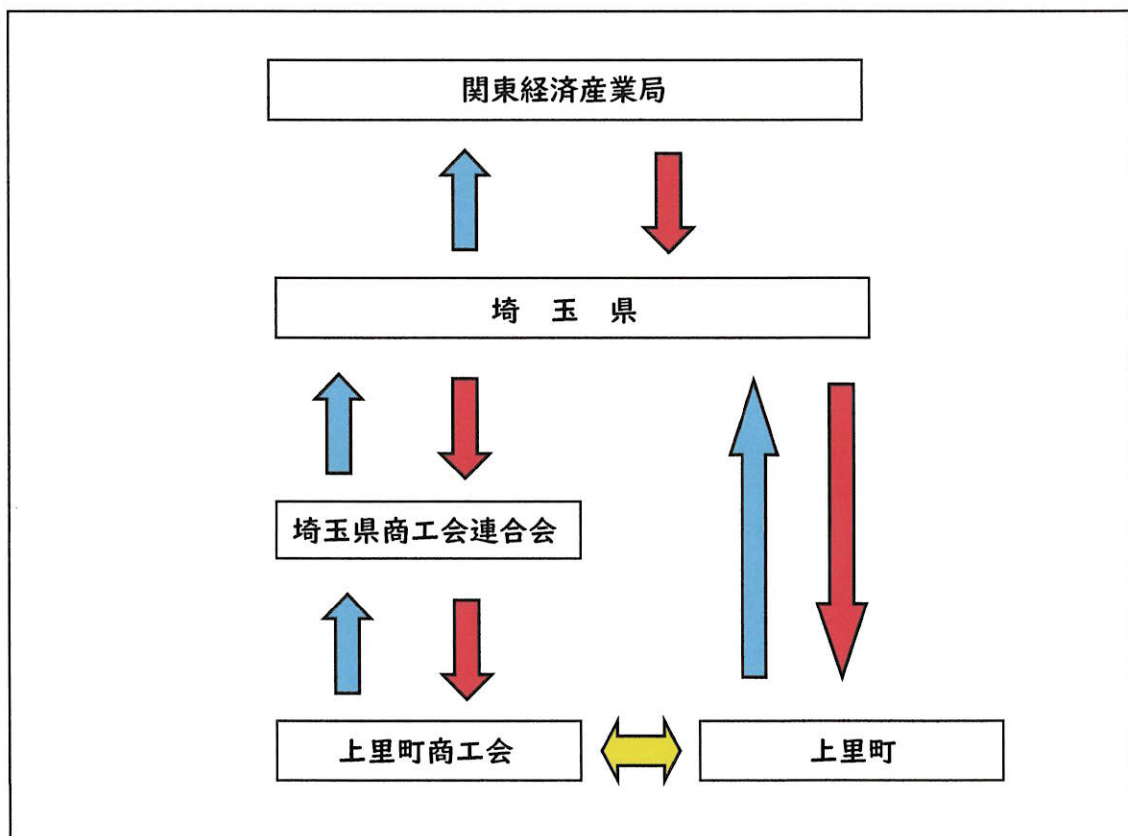
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が発生しているものとする。

■本計画による上里町との被害情報等の共有間隔

<期間>	<情報共有する間隔>
発災後～1週間	1日に3回（9時・12時・15時）共有
1週間～2週間	1日に1回（9時）共有
2週間～1ヶ月	2日に1回（9時）共有
2ヶ月以降	5日に1回（9時）共有

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と上里町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と上里町が共有した情報を、埼玉県の指定する方法にて当会または上里町より埼玉県に報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、上里町と相談する。(当会では、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や埼玉県等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知します。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告します。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和3年1月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)	
<pre>graph TD; A[上里町商工会 事務局長] <--> B[上里町商工会 (本部) 法定経営指導員]; B <--> C[上里町 【災害対策本部】 くらし安全課];</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先	
経営指導員 村上 洋美	
経営指導員 新田 卓也 (連絡先は後述 (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)	
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・本計画の具体的な取り組みの企画や実行	
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)	
(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会	
上里町商工会	
〒369-0306 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5591	
TEL : 0495-33-0520 / Fax : 0495-33-3296	
E-mail : kamisato@shokoukai.jp	
②関係市町村	
上里町役場 くらし安全課	
〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518	
TEL : 0495-35-1221 (代表) / Fax : 0495-33-2429	
E-mail : kurashi@town.kamisato.saitama.jp	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣	50	50	50	50	50
・ セミナー費用	50	50	50	50	50
・ パンフレット 等印刷製本費	70	70	70	70	70
・ 消耗品費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・各種補助金・参加者負担金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
1. 埼玉県商工会連合会 会長 三村 喜宏 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 (ソニックシティ7階) 2. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 岩崎 宏 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 (ソニックシティ7階)
連携して実施する事業の内容
1. 埼玉県商工会連合会 ①商工業者に対する災害リスクの周知 ②商工業者に対する普及啓発セミナーの開催 ③商工会自身の事業継続計画の作成 2. 埼玉県火災共済協同組合 ①商工業者に対する災害リスクの周知 ②商工業者に対する普及啓発セミナーの開催 ③火災共済並びに補償特約の加入推進
連携して事業を実施する者の役割
1. 埼玉県商工会連合会 ①パンフレット等の提供 ②専門家派遣 2. 埼玉県火災共済協同組合 ①パンフレット等の提供 ②共済担当者の派遣
連携体制図等
<pre>graph TD; A[埼玉県商工会連合会] <--> B[埼玉県火災共済共同組合]; C[上里町商工会] <--> D[火災共済担当者]; C <--> 連携 連絡調整 D; E[災害リスク周知・BCP策定普及・共済加入推進] --> F[商工業者並びに小規模事業者];</pre>